

# 小規模建築向けの設計施工一括用工事請負等契約約款契約書関係書式の発行についての記者発表

日 時 平成 26 年 4 月 11 日（金） 11：00～12：00

場 所 日本建築士会連合会会議室

一般社団法人 日本建築学会  
一般社団法人 日本建築協会  
一般社団法人 全国建設業協会  
公益社団法人 日本建築士会連合会

わが国では、比較的大きな規模の建築物や、いわゆるビルものを除いた住宅や小規模建築物では、「設計は工事のサービスである」と多くの人が考えています。

実際にハウスメーカーや中小の工務店などの場合、設計・施工一括の契約にも係らず設計料という言葉さえ全く出てこない契約書をごく一般的に使ってきました。

こうした環境をあらためるべく、主に工務店等が利用する小規模建築物の設計・施工一括契約について、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会で検討を重ね、今般、同小規模建築物の設計・施工一括契約約款が作成され、この約款を日本建築学会、日本建築協会、全国建設業協会、日本建築士会連合会の 4 団体連名で発行することとなりましたので、マスコミ各社へお知らせいたします。

工務店が利用する小規模建築物の設計・施工一括契約については、平成 2 年（今から 24 年前）に当時の日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築学会、全国中小建築工事業団体連合会、全国中小建設業協会の 5 団体が共同で「設計施工請負契約約款（工務店向け建築工事用）」の制定を検討し、その発行を目指しましたが、内容を十分に詰め切れなかったことと、当時の建設省の意向もあり、実際には発行されませんでした。

しかしながら、現在でも住宅など小規模建築工事の多くの契約では「設計が表（おもて）に出てこない」状況は変わっていません。一方でこの間に平成 11 年には建築関連 4 団体の建築設計・監理等業務委託契約約款が作成され、平成 13 年には一般の建築工事の設計・施工一括約款を日建連（旧 BCS）が発行し、平成 21 年には業務報酬基準の改正告示が施行されるなど、建築界の契約環境は、設計・監理契約の書面による締結を積極的に推進する方向へとその状況が変化してきています。

この流れを受けて、今般、国土交通省の了解のもと、関連 4 団体による小規模建築物の設計・施工一括契約約款の発刊に至った次第です。

今後、4 団体のみならず一般社団法人 JBN の協力も得て、同小規模建築物の設計・施工一括契約約款の普及によるさらなる設計・監理業務契約環境の適正化に取り組んでまいります。普及に向けて、ぜひよろしくご紹介のほど、改めましてお願い申し上げます。